

蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者等を支援するため、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証付き融資である愛知県経済環境適応資金融資制度に基づきサポート資金の融資を受けた者の当該融資に係る信用保証料に対し、予算の範囲内において蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「交付規則」という。）及び蒲郡市信用保証料等補助金の交付手続の特例に関する規則（平成8年蒲郡市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象信用保証料)

第2条 補助金の対象となる信用保証料は、愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（平成13年4月1日実施。以下「県融資要綱」という。）第5第1号に規定するサポート資金のうちセーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、経営あんしん又は大規模危機対応の融資を協会の保証付きで受けた者が負担する信用保証料（以下「信用保証料」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号若しくは第5号の規定に基づき市長の認定を受けた特定中小企業者、同条第6項の規定に基づき市長の認定を受けた特例中小企業者又は愛知県経済環境適応資金融資制度要綱運用要領（平成13年4月1日実施）第1第1項第5号アの要件に該当する中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者（市内に居住し、及び市内に事業所を有する者をいう。）
- (2) 法人事業者（市内に本社（本店）を有し、及び市内に事業所を有する者をいう。）
- (3) 組合（市内に主たる事務所を有し、及び市内で事業活動をしている者をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、市税等の滞納者については補助の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる融資金額の区分に応じ、当該各号に定め

る額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

- (1) 1,000万円以内 信用保証料の額
 - (2) 1,000万円を超え8,000万円以内 信用保証料の額に1,000万円を乗じて融資金額で除して得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。以下この号において「融資1,000万円に係る信用保証料相当額」という。）に、信用保証料の額から融資1,000万円に係る信用保証料相当額を控除して得た額に5分の1を乗じて得た額を加えた額
- 2 前項の規定は、既往の融資の借換えについて準用する。この場合において、前項中「融資金額」とあるのは「実質借入金額」と、「信用保証料の額」とあるのは「信用保証料の額に実質借入金額を乗じて融資金額で除して得た額」と読み替えるものとする。
- 3 信用保証料を分納する場合、2回目以降の信用保証料は補助対象外とする。
（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、金融機関からの融資実行日から起算して30日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付申請書兼新型コロナウイルス感染症対策資金に係る信用保証料支払証明書（第1号様式）
- (2) 信用保証書の写し
- (3) 市税等において滞納がないことの証明書又は代理権授与通知書（第2号様式）
- (4) 借入申込書の写し（借入申込の年月日が確認できるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交付規則第5条の規定に基づき、交付決定を行い、蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付請求書（第4号様式）により補助金の請求をしなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、

速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、この要綱の適正な運用を図るため、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業者が、補助金の算定の根拠とした融資の繰上償還をし、協会から信用保証料の返戻を受けた場合であって、当該返戻を受けた額が、当初支払った信用保証料の額から補助金の額を差し引いた額を上回るとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、県融資要綱第5第1号に規定するサポート資金のうちセーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号又は経営あんしんの融資を受けた中小企業者等（第3条に該当する者に限る。）についても、補助金の交付を受けることができる。
- 3 前項の適用を受ける者の補助金の交付申請については、第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から起算して30日以内に、同条各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、県融資要綱第5第1号に規定するサポート資金のうち大規模危機対応の融資を受けた中小企

業者等（第3条に該当する者に限る。）についても、補助金の交付を受けることができる。

- 3 前項の適用を受ける者の補助金の交付申請については、第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から起算して30日以内に、同条各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。